

事業案内 手話通訳者派遣

一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟は、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的に、主催者に費用を負担していただいて手話通訳者の派遣を行っております。

対象

国機関、官公庁、企業、団体等による、講演会、大会、研修等へ、群馬県認定手話通訳者を派遣します。

費用 (手話通訳者一人当たり)

	1 時間まで	1 時間半まで	2 時間まで	2 時間半まで	3 時間まで	以降 30 分ごと
手話通訳者料金	3,500 円	5,000 円	6,500 円	8,000 円	9,500 円	1,500 円加算
事務手数料	3,000 円					
手話通訳者旅費	実費(旅費規定により請求させていただきます。)					
その他	【早朝または夜間】午後 5 時～翌日午前 8 時の間は、割増し料金をいただきます。 【映像、動画挿入】手話通訳者料金 15,500 円。通訳者旅費、事務手数料は上記のとおり。 【キャンセル】当日キャンセルは規定の料金を、また、期日が迫ってのキャンセルは事務手数料をいただく場合があります。 ※詳しくはお問い合わせください。					

お支払方法

終了後、請求書をお送りします。指定口座にお振込みください。

その他

1. 短時間の個人対面通訳を除き、原則として手話通訳者複数派遣となります。
2. 長時間の場合、午前・午後・夜間に分け、それぞれ複数の派遣を原則としています。
3. 講演会、大会においては、短時間であっても複数派遣になります。
4. 県外の派遣や特殊な知識や技術を要する依頼については、ご相談の上決めさせていただきます。

(令和 2 年 4 月 1 日改定)

群馬県手話通訳派遣事務所



住所: 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター1 階

TEL: 027-280-4151 FAX: 027-280-4182

E-mail: tuuyakuhaken@deaf-gunma.com

受付時間: 平日の午前9時00分～午後5時00分(年末年始・祝日を除く)

【運営】一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟